

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

目次

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）……………1

改 正 後	改 正 前
<p>（収益事業の範囲）</p> <p>第七条の四 法第二十四条第四項から第六項まで、第二十五条第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第五十二条第一項の表の第一号の収益事業は、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとする。ただし、当該事業のうち社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）<u>第一百五十二条第五項</u>の法人が行う事業でその所得の金額の百分の九十以上の金額を当該法人が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の経営（法人税法施行令第五条に規定する事業を除く。）に充てているもの（その所得の金額がなく当該経営に充てていないものを含む。）を含まないものとする。</p> <p>（<u>特許権等の譲渡等による単年度損益の算定の特例</u>）</p> <p>第二十条の二の十六 法第七十二条の十八第一項の規定により法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同項各号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第五十九条の三第一項第二号に規定する所得の金額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上同号に規定する所得の金額とされた額とする。</p>	<p>（収益事業の範囲）</p> <p>第七条の四 法第二十四条第四項から第六項まで、第二十五条第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第五十二条第一項の表の第一号の収益事業は、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとする。ただし、当該事業のうち社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）<u>第六十四条第四項</u>の法人が行う事業でその所得の金額の百分の九十以上の金額を当該法人が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の経営（法人税法施行令第五条に規定する事業を除く。）に充てているもの（その所得の金額がなく当該経営に充てていないものを含む。）を含まないものとする。</p>

(特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の
単年度損益の算定の特例)

第二十条の二の十七 略

(単年度損益に係る法人の外国税額の損金の額算入)

第二十条の二の十八 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された内国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額(法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額(同条第二十五項後段、第二十六項後段、第二十七項後段及び第三十一項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同条第二十八項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。)に限る。第二十一条の六第一項において同じ。)のうち、当該内国法人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

2 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された外国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額(法人税法第四百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額(同条第十項において準用する同法第六十九条第二十五項後段及び第二十六項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同法第四百四十四条の二第十項において準用する同法第六十九条第二十八項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。)に限る。第二十一条の六第二項において同じ。)のうち、

(特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の
単年度損益の算定の特例)

第二十条の二の十六 略

(単年度損益に係る法人の外国税額の損金の額算入)

第二十条の二の十七 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された内国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額(法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額(同条第二十五項後段、第二十六項後段、第二十七項後段及び第三十一項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同条第二十八項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。)に限る。第二十一条の五第一項において同じ。)のうち、当該内国法人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

2 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された外国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額(法人税法第四百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額(同条第十項において準用する同法第六十九条第二十五項後段及び第二十六項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同法第四百四十四条の二第十項において準用する同法第六十九条第二十八項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。)に限る。第二十一条の五第二項において同じ。)のうち、

当該外国法人の同法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

(法第七十二条の十八第二項の特定株式等)

第二十條の二の十九 略

(内国法人の法の施行地外に有する事業が行われる場所)

第二十條の二の二十 略

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方法)

第二十條の二の二十一 法第七十二条の十九後段に規定する同条に規定する特定内国法人(以下この節において「特定内国法人」という。)の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額は、当該特定内国法人の付加価値額の総額(第二十條の二の十八第一項の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該特定内国法人の法の施行地外に有する前条の場所(以下この項及び第三項、次条第一項、第二十條の二の二十五第二項、第二十一条の十第一項並びに第二十三条第一項において「外国の事務所又は事業所」という。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この条、次条第一項、

第二十條の二の二十五第二項、第二十條の二の二十七、第二十一条の十、第二十三条第一項及び第三十五条の三の十一において同じ。)の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事

当該外国法人の同法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

(法第七十二条の十八第二項の特定株式等)

第二十條の二の十八 略

(内国法人の法の施行地外に有する事業が行われる場所)

第二十條の二の十九 略

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方法)

第二十條の二の二十 法第七十二条の十九後段に規定する同条に規定する特定内国法人(以下この節において「特定内国法人」という。)の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額は、当該特定内国法人の付加価値額の総額(第二十條の二の十七第一項の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該特定内国法人の法の施行地外に有する前条の場所(以下この項及び第三項、次条第一項、第二十條の二の二十四第二項、第二十一条の九第一項並びに第二十三条第一項において「外国の事務所又は事業所」という。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この条、次条第一項、

第二十條の二の二十四第二項、第二十條の二の二十六、第二十一条の九、第二十三条第一項及び第三十五条の三の十一において同じ。)の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事

業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2 4 略

5 法第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により申告納付をする特定内国法人に係る事務所又は事業所の従業者の数について第三項の規定を適用する場合には、当該特定内国法人の法第七十二条の二十六第一項に規定する中間期間（第二十条の二十三第一号において「中間期間」という。）を一事業年度とみなす。

（法第七十二条の二十第三項の政令で定める金額）

第二十条の二十二 略

2 略

（法第七十二条の二十一第六項第一号の総資産の帳簿価額）

第二十条の二十三 略

（法第七十二条の二十一第六項第二号の政令で定める株式又は出資）

第二十条の二十四 略

（法第七十二条の二十二第一項の政令で定める金額）

第二十条の二十五 略

2 略

3 第二十条の二十一第三項から第五項までの規定は、前項の規定の

業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2 4 略

5 法第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により申告納付をする特定内国法人に係る事務所又は事業所の従業者の数について第三項の規定を適用する場合には、当該特定内国法人の法第七十二条の二十六第一項に規定する中間期間（第二十条の二十二第一号において「中間期間」という。）を一事業年度とみなす。

（法第七十二条の二十第三項の政令で定める金額）

第二十条の二十一 略

2 略

（法第七十二条の二十一第六項第一号の総資産の帳簿価額）

第二十条の二十二 略

（法第七十二条の二十一第六項第二号の政令で定める株式又は出資）

第二十条の二十三 略

（法第七十二条の二十二第一項の政令で定める金額）

第二十条の二十四 略

2 略

3 第二十条の二十第三項から第五項までの規定は、前項の規定の

適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について
準用する。

(法第七十二条の二十二第二項の政令で定める金額)

第二十条の二十六 略

2 第二十条の二十一第三項の規定は、前項の事務所又は事業所及び
恒久的施設の従業者の数について準用する。

(非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定)

第二十条の二十七 法第七十二条の二第一項第一号、第三号又は第四
号に掲げる事業と同項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係
る法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、同
条第一項中「減算した金額との合計額」とあるのは「減算した金額との
合計額に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び
法の施行地外に有する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五
号）第二十条の二の二十に規定する場所（以下この項及び次項において
「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に
使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項にお
いて同じ。）のうち第七十二条の二第一項第一号、第三号又は第四号に
掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行
地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の
合計数で除して計算した金額」と、同条第二項中「とする」とあるのは
「に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国

適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について
準用する。

(法第七十二条の二十二第二項の政令で定める金額)

第二十条の二十五 略

2 第二十条の二十第三項の規定は、前項の事務所又は事業所及び
恒久的施設の従業者の数について準用する。

(非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定)

第二十条の二十六 法第七十二条の二第一項第一号、第三号又は第四
号に掲げる事業と同項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係
る法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、同
条第一項中「減算した金額との合計額」とあるのは「減算した金額との
合計額に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び
法の施行地外に有する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五
号）第二十条の二の十九に規定する場所（以下この項及び次項において
「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に
使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項にお
いて同じ。）のうち第七十二条の二第一項第一号、第三号又は第四号に
掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行
地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の
合計数で除して計算した金額」と、同条第二項中「とする」とあるのは
「に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国

の事務所又は事業所の従業者のうち第七十二条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額とする」とする。

2 第二十条の二の第二十一第三項から第五項までの規定は、前項の規定により読み替えられた法第七十二条の二十一第一項又は第二項の規定の適用がある場合における同条第一項又は第二項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

3及び4 略

5 第三項の内国法人又は前項の外国法人に係る法第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「金額とする」とあるのは、「金額とし、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の二の二十七第三項又は第四項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする」とする。

6及び7 略

8 第二十条の二の第二十一第三項から第五項までの規定は、第三項、第四項又は前二項の規定の適用がある場合における第三項及び第六項の事務所又は事業所並びに第四項及び前項の恒久的施設の従業者の数について準用する。

(特許権等の譲渡等による所得の算定の特例)

第二十一条の四 法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同項各号

の事務所又は事業所の従業者のうち第七十二条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額とする」とする。

2 第二十条の二の第二十三項から第五項までの規定は、前項の規定により読み替えられた法第七十二条の二十一第一項又は第二項の規定の適用がある場合における同条第一項又は第二項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

3及び4 略

5 第三項の内国法人又は前項の外国法人に係る法第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「金額とする」とあるのは、「金額とし、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の二の二十六第三項又は第四項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする」とする。

6及び7 略

8 第二十条の二の第二十三項から第五項までの規定は、第三項、第四項又は前二項の規定の適用がある場合における第三項及び第六項の事務所又は事業所並びに第四項及び前項の恒久的施設の従業者の数について準用する。

の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第五十九条の三
第一項第二号に規定する所得の金額は、当該事業年度に係る法人税の課
税標準である所得の計算上同号に規定する所得の金額とされた額とする
。

（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の
所得の算定の特例）

第二十一条の五 略

（所得に係る法人の外国税額の損金の額算入）

第二十一条の六 略

2 略

（法第七十二条の二十三第二項の特定株式等）

第二十一条の七 略

（法第七十二条の二十三第二項の規定を適用しない医療施設）

第二十一条の八 略

（法第七十二条の二十三第三項第二号の政令で定める給付等）

第二十一条の九 略

2 略

（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の
所得の算定の特例）

第二十一条の四 略

（所得に係る法人の外国税額の損金の額算入）

第二十一条の五 略

2 略

（法第七十二条の二十三第二項の特定株式等）

第二十一条の六 略

（法第七十二条の二十三第二項の規定を適用しない医療施設）

第二十一条の七 略

（法第七十二条の二十三第三項第二号の政令で定める給付等）

第二十一条の八 略

2 略

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第二十一条の十 法第七十二条の二十四後段に規定する特定内国法人の法の

の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額は、当該特定内国法人の所得の総額(第二十一条の六第一項の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2 略

3 第二十条の二の二十一第三項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する収入金額の算定の方法)

第二十三条 略

2 第二十条の二の二十一第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(法第七百一条の三十四第二項の収益事業)

第五十六条の二十二 法第七百一条の三十四第二項の収益事業は、法人税法施行令第五条に規定する事業で継続して事業場を設けて行われるもの

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第二十一条の九 法第七十二条の二十四後段に規定する特定内国法人の法の

の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額は、当該特定内国法人の所得の総額(第二十一条の五第一項の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2 略

3 第二十条の二の二十第三項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する収入金額の算定の方法)

第二十三条 略

2 第二十条の二の二十第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(法第七百一条の三十四第二項の収益事業)

第五十六条の二十二 法第七百一条の三十四第二項の収益事業は、法人税法施行令第五条に規定する事業で継続して事業場を設けて行われるもの

とする。ただし、当該事業のうち、学校法人（私立学校法第百五十二条第五項の規定により設立された法人を含む。）が学生又は生徒のために行う事業を含まないものとする。

附 則

（特定寄附信託に係る利子等の支払の事務）

第五条の六 略

（払込資本の額）

第六条 法附則第八条の三の三第一項の規定により読み替えて適用される法第七十二条の二第一項第一号ロに規定する政令で定める金額は、資本金の額又は出資金の額と総務省令で定める金額との合計額とする。

（法人の事業税の課税標準の特例）

第六条の二 法附則第九条第七項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から第二十条の二の二十三第一号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除して得た金額とする。

2～5 略

6 法附則第九条第十六項の規定により読み替えて適用される同条第十三項又は第十四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、租税特別措置法第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額に、法第七十二条の二第一項第一号イ若しくは第三号イに掲

とする。ただし、当該事業のうち、学校法人（私立学校法第六十四条第四項の規定により設立された法人を含む。）が学生又は生徒のために行う事業を含まないものとする。

附 則

（特定寄附信託に係る利子等の支払の事務）

第六条 略

（法人の事業税の課税標準の特例）

第六条の二 法附則第九条第七項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から第二十条の二の二十二第一号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除して得た金額とする。

2～5 略

6 法附則第九条第十五項の規定により読み替えて適用される同条第十三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、規定する雇用者給与等支給額に、法第七十二条の二第一項第一号イ若しくは第三号イに掲

げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所（法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人にあつては、恒久的施設。以下この項において同じ。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち事業税を課されない事業及び法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業以外の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

7 第二十條の二の二十一第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

8 法附則第九條第十九項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する廃炉等実施認定事業者が同項に規定する小売電気事業者又は同項に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十五条の三第一項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭として交付を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

9 法附則第九條第二十項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が、同項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合において、当該法人が当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額とする。

10 法附則第九條第二十一項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸

げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所（法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人にあつては、恒久的施設。以下この項において同じ。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち事業税を課されない事業及び法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業以外の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

7 第二十條の二の二十第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

8 法附則第九條第十八項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する廃炉等実施認定事業者が同項に規定する小売電気事業者又は同項に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十五条の三第一項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭として交付を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

9 法附則第九條第十九項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が、同項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合において、当該法人が当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額とする。

10 法附則第九條第二十項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸

収分割会社（同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（同条第二十一項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。）が同条第二十一項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち同項に規定する総務省令で定めるもの（以下この項において「特定取引」という。）を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

11 法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額（以下この項において「賠償負担金相当金額等」という。）を同条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合にあつては当該一般送配電事業者が当該発電事業者に交付する賠償負担金相当金額等に相当する収入金額とし、同項に規定する配電事業者が賠償負担金相当金額等を同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合にあつては当該配電事業者が当該一般送配電事業者に交付する賠償負担金相当金額等に相当する収入金額とする。

収分割会社（同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（同条第二十項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。）が同条第二十項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち同項に規定する総務省令で定めるもの（以下この項において「特定取引」という。）を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

11 法附則第九条第二十一項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額（以下この項において「賠償負担金相当金額等」という。）を同条第二十一項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合にあつては当該一般送配電事業者が当該発電事業者に交付する賠償負担金相当金額等に相当する収入金額とし、同項に規定する配電事業者が賠償負担金相当金額等を同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合にあつては当該配電事業者が当該一般送配電事業者に交付する賠償負担金相当金額等に相当する収入金額とする。

12 法附則第九条第二十三項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社（同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（同条第二十三項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。）が同条第二十三項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち同項に規定する総務省令で定めるもの（以下この項において「特定取引」という。）を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

13 法附則第九条第二十五項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が電気事業法第二十八条の四十第一項第五号に掲げる業務に係る対価として広域的運営推進機関に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額に相当する収入金額とする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十条の二の二 法附則第十二条の二の七第一項第一号に規定する政令で定める船舶は、専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶とする。

2|
12| 略

12 法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社（同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（同条第二十二項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。）が同条第二十二項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち同項に規定する総務省令で定めるもの（以下この項において「特定取引」という。）を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

13 法附則第九条第二十四項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が電気事業法第二十八条の四十第一項第五号に掲げる業務に係る対価として広域的運営推進機関に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額に相当する収入金額とする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十条の二の二 法附則第十二条の二の七第一項第一号に規定する政令で定める船舶は、専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶とする。

①|
11| 略